

「フロン排出抑制法」説明会を開催します。

参加費
無料

業務用冷凍空調機器（業務用エアコン、ショーケース、業務用冷蔵庫等）の管理者（使用者）を主対象とした説明会を開催します。

管理者等として、「何を実施しなければいけないか」「どのように対応していけばよいか」について、具体的に解説する一方、留意点、参考情報等についても説明いたします。

【日時】 平成28年11月16日（水）14:00～16:00

【場所】 香川県社会福祉総合センター 7階 大会議室
高松市番町1-10-35

【内容】 (1) フロン排出抑制法について（説明者：香川県担当者）
(2) フロン対策の必要性及び機器の管理者の役割と責務について
（説明者：一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会）

【対象】 フロンを使用している業務用冷凍空調機器の管理者、使用者等
（これらの機器の点検や廃棄等、関連する業者の方、事業者の事務担当者の方も御参加いただけます。）

「フロン排出抑制法」が平成27年4月から全面施行されました。
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律



【主催】 香川県

【お問い合わせ先】

〒760-8570

高松市番町四丁目1番10号

香川県環境森林部環境管理課

大気保全・環境安全グループ

【電話】

087-832-3219（直通）

※ お車でお越しの場合、社会福祉総合センター駐車場、香川県番町地下駐車場、高松市立中央駐車場など、周辺の有料駐車場の利用をお願いします。

香川県環境森林部環境管理課 行
(FAX 087-806-0228)

「フロン排出抑制法」説明会参加申込書

本説明会に参加される方は、下記の【記載事項】を御記入のうえ、11月11日(金)までにファクシミリにてお送りください。(持参、メールでも可です。メールの場合は、本文に下記の【記載事項】の内容を記入のうえ、次のメールアドレスへ送信してください。(添付ファイルなしでお願いします。)(E-mail: kankyokanri@pref.kagawa.lg.jp)

【注意事項】

- 説明会の参加費は無料です(参加に要する旅費等は御負担ください。)
- 定員は先着180名です。締切日前に定員に達した場合は、参加をお断りすることがあります。

【記載事項】

事業者名		
参加者氏名(ふりがな)		
業種 (該当に○印)	製造業 小売業 倉庫業 食品加工 建設業 ビル業 農林水産関係 官公庁・団体 設備工事業 廃棄物処理業 保守・メンテ その他()	
事業者住所		
連絡先 (電話・FAX)	電話番号	FAX番号

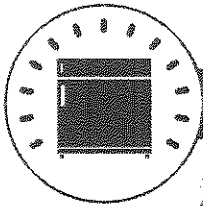
説明会終了後に質問の時間を設けておりますが、事前質問がありましたら簡潔にお書きください。当日会場にて紹介・回答させていただきます。時間の制約等で紹介等できなかった場合には、説明会終了後質問者に直接回答いたします。(説明会に関係する部分のみとさせていただきます。)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)

— 平成27年4月施行 —

地球温暖化とオゾン層破壊の原因となる
フロン類(CFC、HCFC、HFC)の排出抑制のため、
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の管理者(所有者など)は
※
機器を適切に管理する必要があります。

※フロン排出抑制法の対象となるのは業務用のエアコン及び冷凍・冷蔵機器であって冷媒としてフロン類が使用されている機器です。

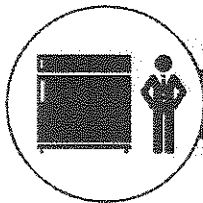


機器の設置に関する義務

確認!

■機器の適切な場所への設置

機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置、設置する環境の維持・保全
※振動源を周囲に設置しない。
点検・修理のために必要な作業空間を確保する、機器周辺の清掃を行う。



機器の使用に関する義務

点検!

■機器の点検の実施

全ての機器について簡易点検を実施。さらに一定規模以上の機器については、
専門的な定期点検を実施
※義務の履行のため、所有・管理する機器のリスト化と点検体制・スケジュール等を
検討ください。

修理!

■漏えい防止措置／未修理の機器への冷媒充填*の禁止

フロン類の漏えいが見つかった際、修理を実施
修理しないでフロン類を充填することは原則禁止

*フロン類を充填する場合、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ
委託する義務があります。

記録!

■点検等の履歴の保存

機器の点検・整備の履歴について機器毎に記録簿に記録、廃棄までの記録簿の保存

算定!
報告!

■フロン類算定漏えい量の算定・報告

第一種フロン類充填回収業者から充填・回収証明書の交付を受け漏えい量を算定
一定量以上漏えいした場合の毎年度の国への報告

※報告された漏えい量は会社名とともに公表されます。

※義務の履行のため、充填量・回収量の集計体制・スケジュール等を検討ください。



機器の廃棄等に関する義務

回収!

■機器廃棄時などのフロン類回収*の徹底

不要となったフロン類の回収依頼、「回収依頼書」又は「委託確認書」の交付、
フロン類の回収・再生・破壊に必要な費用の負担

*フロン類の回収は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ
委託する義務があります。

※1

機器の点検の実施について

フロン排出抑制法に基づく機器の点検は、以下の2つの方法があります。

- 全ての業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を対象とした簡易点検
(製品外観の目視確認など)
- 一定規模以上の業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を対象とした定期点検
(専門家による点検)

なお、法に基づく定期点検の対象及び点検頻度は下記の通りです。

機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力	定期点検の頻度
7.5kW以上の冷凍冷蔵機器	1年に1回以上
50kW以上のエアコン	1年に1回以上
7.5kW以上50kW未満のエアコン	3年に1回以上

定期点検対象機器の確認は、冷凍空調機器の室外機などの銘板に記載された、「圧縮機の定格出力」や「電動機出力・圧縮機」、「呼称出力」などで確認できます。不明な場合は、カタログを確認するかメーカーにお問い合わせ下さい。

※2

フロン類の漏えい量の算定・報告について

第一種フロン類充填回収業者から発行される充填証明書・回収証明書に基づき、下記算式で算定漏えい量を算定すること(事業者単位、事業所単位)が必要です。

$$\text{フロン類算定漏えい量 (CO}_2\text{-t)} \\ = (\text{充填量 (kg)} - \text{機器整備時の回収量 (kg)}) \times \text{地球温暖化係数} \div 1,000$$

毎年度における算定漏えい量が1,000CO₂-t以上となった場合、翌年度の7月末日までに国(事業所管省庁)に報告することが必要です。

**フロン排出抑制法の義務に違反した者に対しては、
以下のような罰則があります。**

- フロン類をみだりに放出した場合…………… 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 機器の使用・廃棄等に関する義務について、… 50万円以下の罰金
都道府県知事の命令に違反した場合
- 算定漏えい量の未報告・虚偽報告の場合… 10万円以下の過料

機器の管理方法やフロン類の回収等について詳しく知りたい方は、
エアコンや冷凍冷蔵機器のメーカーやメンテナンス業者、都道府県、環境省、経済産業省にお問い合わせいただくか、
下記ホームページを御覧ください。

フロン類算定漏えい量報告・公表制度ヘルプデスク 株式会社 三菱総合研究所内 03-6705-6143

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課フロン対策室 【電話】03-3581-3351 (代表)
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 【URL】<http://www.env.go.jp/seisaku/list/ozone.html>

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課オゾン層保護等推進室 【電話】03-3501-1511 (代表)
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 【URL】http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/index.html

※都道府県のフロン排出抑制法担当部局の連絡先は、環境省ホームページに一覧が掲載されています。

フロン排出抑制法ポータルサイト 【URL】 <http://www.env.go.jp/earth/furon>